

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部（以下「当法人」という）の定款第6条に掲げる当法人が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①基本財産寄附金 当法人の基本財産とすることを指定して寄附された寄附金
 - ②災害準備金 当法人に寄附された寄附金のうち、災害時における家庭動物及びその飼い主の救護活動に関する支援(備蓄拠点の整備を含む)を用途とすることを指定された寄附金
 - ③一般寄附金 当法人に寄附された寄附金のうち基本財産寄附金、災害準備金以外の寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の募集及び用途)

第3条 当法人は、常時、寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由及び募集した寄附金の用途について理事会の議決を受けなければならない。

3 一般寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由及び募集した寄附金の用途を募金の対象者に公表しなければならない。

4 基本財産寄附金は、当法人の基本財産にしなければならない。

5 一般寄附金は、その全額を当法人の公益目的事業及び管理費に使用しなければならない。ただし、管理費に使用できるのは当該一般寄附金の受け取り年度に限り、その一部（一般寄附金の当該年度の総合計額の50%以内であってかつ500万円を超えない範囲内に限る）とする。また、一般寄附金の執行については、翌年度以降に繰り越すことができるものとするが、当該繰り越し金については管理費には執行できないこととする。なお、寄附者等の意思により当該寄附金の用途、処分または保有形態について制約が課されている場合はその旨を明示して指定正味財産に繰り入れることとする。

(受領書の送付)

第4条 寄附者より依頼があった場合は、速やかに寄附金の受領書を送付しなければならない。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附者の氏名、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金の返還)

第5条 寄附者より寄附金の返還請求があった場合は、速やかに寄附金を返還しなければならない。ただし、基本財産寄附金については返還できないものとし、一般寄附金については、返還請求に応じることができる期間を原則として寄附が行われた年度に限ることとする。

2 返還に当たっては、返還にかかる振込手数料を差し引くことができる。

(募金に係わる結果の報告)

第6条 当法人は、毎年度の決算報告時に、当法人が受領した寄附金の総額、用途又は使途予定をホームページ等により公表しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、平成26年6月26日から施行する。
2. 平成26年9月25日の理事会にて決議された第3条第5項の改正については、同日付で施行するとともに、当法人設立以降に既に受け取った寄附金の執行に当たっても適用するものとする。